

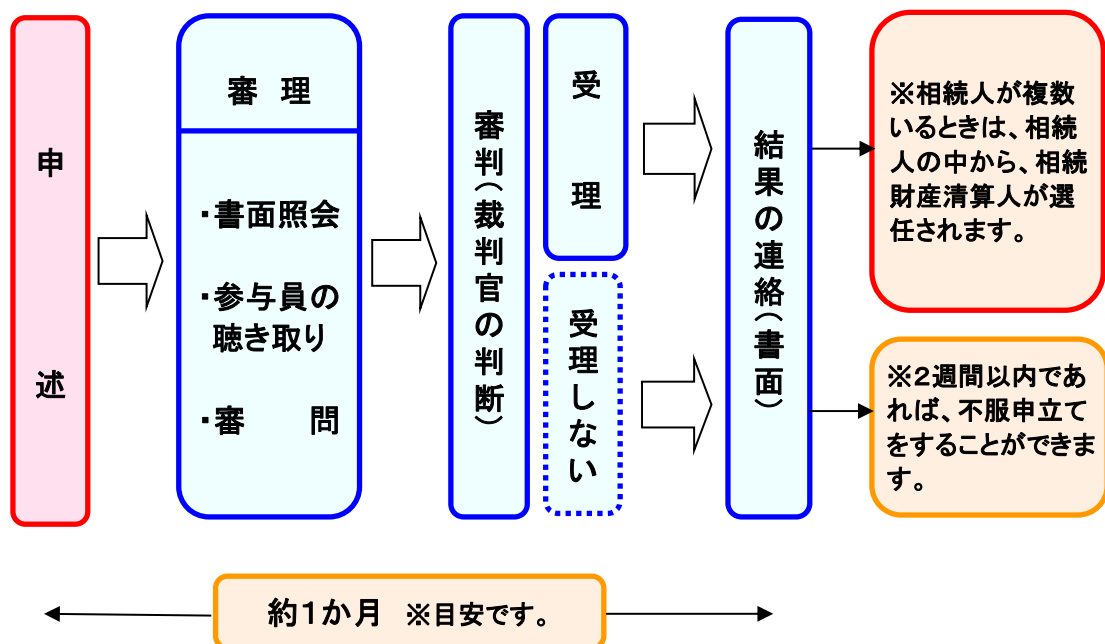
「相続の限定承認の申述」の手続とは・・・

亡くなった人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で亡くなった人の債務の負担を受け継ぎたいときは、家庭裁判所で相続の限定承認する旨の申述をしなければなりません（これを「相続の限定承認の申述」といいます。）。相続の限定承認の申述は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に、相続人全員で行わなければなりません（民法924条）。

この申述を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申述をする人	相続人全員（ただし、相続放棄をした人を除く。）
申述をする裁判所	亡くなった人の最後の住所地の家庭裁判所
申述に必要な費用	☐ 被相続人1人につき 収入印紙 800円分 ☐ 連絡用の郵便切手 84円を（相続人数×4）枚 10円を（相続人数×2）枚 ※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。
申述に必要な書類	☐ 申述書 1通 ☐ 別紙「相続の限定承認の申述に必要な書類」のとおり

手 続 の 流 れ ※一般的な流れを示したものです。



よくあるご質問

Q1 限定承認が受理されると、どうなるのですか？

限定承認をした相続人は、遺産中の積極財産の範囲内で被相続人の債務を履行すればよいことになります。被相続人の債務は承継しますが、その責任は相続した積極財産の限度に限られるため、債務超過の場合であっても、相続人は自己の財産で債権者に弁済する必要はなく、債権者は、相続人の固有財産に強制執行することはできません。

もし、清算の結果、残余財産がある場合は、相続人に帰属することになります。

Q2 父は数年前に死亡しているのですが、限定承認の申述をすることはできますか？

限定承認の申述は、相続人が相続開始の原因たる事実(被相続人が亡くなったこと)及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知ったときから3か月以内に行わなければなりません。ただ、相続財産が全くないと信じ、かつ相当な理由があるときなどは、財産の全部又は一部の存在を認識したときから3か月以内に申述をすれば、限定承認の申述が受理されることもあります。

Q3 相続人が複数いるのですが、一部の人だけで限定承認の申述をすることはできるのですか？

限定承認の申述は、共同相続人全員で行わなければなりませんので、一部の人だけで行うことはできません。

ただし、相続放棄をした人は、初めから相続人でなかったものとみなされるため、それ以外の共同相続人全員で申述することになります。

Q4 受理されたときは、どのような手続をすればよいのですか？

限定承認者(相続人が複数のときは、申述の受理と同時に選任された相続財産清算人)は、相続財産の清算手続を行わなければなりません。まずは、期間内(限定承認者の場合は5日以内、相続財産清算人の場合は選任後10日以内)に、限定承認をしたこと及び債権の請求をすべき旨の公告(官報掲載)の手続をしてください。その後は、法律にしたがって、弁済や換価などの清算手続を行っていくことになります。

清算手続を行うに当たり、限定承認者(又は相続財産清算人)が、法律に定められた手続を怠ったり、又は、不当な弁済をしたことにより、債権者等が損害を受けた場合は、その責任を追及されることがあります。上記の清算手続には原則として家庭裁判所が関与することはありませんので、必要があれば、弁護士等の専門家にご相談ください。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

(TEL 052-223-2830)